

令和7年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る追加募集について(募集要項)

長崎県教育委員会

長崎県教育委員会は、不登校やいじめ、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを市町教育委員会及び県立学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒に支援を行っています。

つきましては、令和7年9月からスクールソーシャルワーカーとして勤務する意欲のある方を次のとおり募集します。

1 応募資格

地方公務員法16条各号のいずれにも該当せず、次のいずれかに該当する方

- ① 社会福祉士の資格を有する方
- ② 精神保健福祉士の資格を有する方
- ③ 教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方

2 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、主に次の業務を行います。

- (1) 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内における組織体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等

3 勤務条件

(1) 勤務地

- ① 諫早市内の県立高校
- ② 南松浦郡新上五島町の県立高校

(2) 勤務日・時間

- ① 諫早市
1日6時間、おおむね週3日勤務
※欠員補充に伴う採用のため、年度末までの総勤務時間は500時間程度
- ② 新上五島町
1日3～6時間、週1～2日勤務
年度末までに総勤務時間は105～210時間程度

(3) 身 分

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)

(4) 任 期

令和7年9月から令和8年3月31日

※任期満了後に勤務実績が良好であるときに限り、最大で4回再度任用される可能性があります。

(5) 報 酬

1時間あたり3,000円

(6) 費用弁償

- ・通勤にかかる費用については、常勤職員の通勤手当の取扱いに準じ、支給。
- ・研修会出席にかかる旅費については、県の職員の旅費に関する条例に基づき、支給。

(7) 保 険

- ・公務上の災害に対する保障については、労働者災害補償保険法の定めるところによる。
- ※社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の適用はありません。

4 提出書類等

(1) 提出書類

提出書類 \ 応募資格	①社会福祉士 ②精神保健福祉士	③その他活動実績
(様式1) スクールソーシャルワーカー 応募票	○	○
「社会福祉士登録証」「精神保健福 祉士登録証」の写し	○	
最終学歴卒業証書の写し		○

(2) 提出期限

令和7年7月15日(火) 必着

(3) 提出方法

①郵送

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県教育庁 児童生徒支援課

総務・教育相談班 SSW活用事業担当宛

※封筒の表に「**SSW応募書類在中**」と朱書きしてください。

②メール

送付先 sc-ssw.j@pref.nagasaki.lg.jp

※件名に「**SSW追加募集**」応募書類の送付」と記載してください。

5 選考について

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 一次選考（書類選考） | 受付開始～7月中旬 |
| (2) 一次選考結果の通知 | 7月下旬頃、郵送で通知 |
| (3) 二次選考（面接選考） | 7月下旬～8月上旬 |
| (4) 二次選考結果の通知 | 8月上旬～中旬、郵送で通知 |

6 健康診断書の提出

二次選考合格者は、様式2「健康診断書」または、1年以内に勤務先等で受けた健康診断結果の写しを提出してください。

問合せ先

長崎県教育庁児童生徒支援課

総務・教育相談班 担当:村田

電話:095-894-3339

メール:sc-ssw.j@pref.nagasaki.lg.jp